

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第20号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「1年」を「180日」に改める。

別表第4(18)の項中「慣習上最小限度」を「1日以内でその都度」に改め、同表第4(20)の項中「4日」を「5日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に結核性疾患に罹患した教職員に係る病気休暇について適用し、同日前に結核性疾患に罹患した教職員に係る病気休暇については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)